

第二回國會
衆議院

政党法及び選挙法に関する特別委員會議録第五号

昭和二十三年四月三十日(金曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 淺沼稻次郎君

理事 栗山長次郎君 理事 笹口 晃君

理事 中村 又一君 理事 長野重右衛門君

石田 博英君 小澤佐重喜君

角田 幸吉君 高橋 英吉君

花村 四郎君 稻村 順三君

大矢 省三君 笠原 貞造君

勝間田清一君 竹谷源太郎君

前田 種男君 森 三樹二君

大森 玉木君 志賀健次郎君

八並 達男君 黒岩 重治君

佐竹 晴記君 成重 光眞君

織田 正信君 北 二郎君

林 百郎君

出席政府委員

全國選舉管理委員 郡 祐一君

員會事務局長 郡 祐一君

委員外の出席者

法制部長 三浦 義男君

本日の會議に付した事件

政党並びに選挙に関する腐敗防止法
案(政治資金規正法案)起草に関する
件

○淺沼委員長 それではこれより會議
を開きます。

過日佐竹君並びに林君から修正的な
意見が述べられておつたのであります
が、その意見について関係筋と折衝し
た結果、並びに字句の整理をやりまし
た結果を、部長から御報告願うこと
にいたします。

○三浦説明員 まず佐竹委員からいら

いる御意見のありました点に關しまし
て、ただいま委員長のお話のありまし
た折衝の結果につきまして、概要を申
し上げます。

まず第一に、第三條の規定でござい
ます。これを「目的を有するもの」とい
うか「これらの行為をなすもの」とい
うかに改めたらどうかという御意見で
ありました。これは六條の規定の問
題とも関連したものであります。い
ろいろこの点に關しましては佐竹委員
とも御相談いたしましたのであります。向
うの方では特にこういうものが必要で
あれば考へてもよろしいという意見で
ありました。六條の問題と関連した
しまして、規定を御趣旨のようにな
ることにしまして、三條は撤回して
もよろしいというような佐竹委員の御
意見もありましたので、さうに一應
この案では取扱ふことにいたしましたの
であります。従いまして第三條には「行
爲をなすもの」ということを入れたな
かつたわけでありまして、

なお第五條の問題に關連いたしまし
て「收受の承諾又は約束」とあるはまた
「供與又は交付の申込又は約束」とい
うのを創るやうにという御意見でありま
した。この点に關しましては相当強い
意見がありまして、こういうものは認
められないやうな意向でもありました
が、なおいろいろ話ししました結果「申
込」のみを削除するということにおち
ついたわけでありまして、従いまして五
條の方の第二項、第三項の寄附、支出
の点に關しましては、「申込又は」とい

う文句を削除いたしました。申込みの
場合には寄附、支出という取扱ひをし
ないということに改めることにいたし
ました。

それから第六條の問題に關連いたし
まして、ボツ勸百一号との關係におい
て六條を削除したらどうか、なお削除
が不可能であればボツ勸との關係をも
ちながら、第六條の第一項第一号に規
定してございします事項に關しまして、
すべての團體に共通に適用するやうに
したかどうかという御意見でありまし
た。この点は先ほども第三條の問題
に關して申し上げましたやうなものと
関連いたしまして、六條の方に「目的
を有する政党、協会その他の團體」と
いうやうなことに關連をもたせま
ることにしまして、三條との關係もは
つきりいたしました。目的をもつて行動
するということと統一することにより
まして、その点は補ひ得るかと思えら
れるのであります。その点に關しまし
ても、なお佐竹委員とも御懇談申し上
げまして、さうなことにいたしました
のであります。ただこの字句に關しまし
ては、お手もとにあげてありますやう
に、六條の一号、二号、三号に「第三
條に規定する目的を有する政党、協会
その他の團體」というやうに各号とも
いたしたわけでありまして、

それから次に、八條の問題に關連
いたしまして「公職の候補者の推薦、
支持又は反対その他の運動のために」
という字句を「政治上の主義若しくは
施策を支持し、若しくはこれに反対

し、又は公職の候補者の推薦、支持若
しくは反対のために」というやうな字
句を補つたらどうかとございしまし
た。この点に關しましては「公職の
候補者の推薦、支持又は反対その他の
政治活動のために」ということで、「そ
の他の運動」ということを「その他の政
治活動」とすることによつて、三條に
規定してございしますところの事項も明瞭
になるものと考へられるのでありまし
て、この点に關しまして、佐竹委員
と御懇談の結果、一應かやうにいた
すことにしたのであります。

次に第三十五條の問題に關連いた
しまして、第一項第二号のいわゆる請負
の当事者である者、第三号の覺書該
者、これらの人たちは選挙だけであ
らず、政党、協会その他の團體の運動に
關しても寄附をしてはならないとい
うようにしたかどうかという御意見もあ
りました。この点は確かにごもつとも
な御意見かと思つたのでありますが、請
負の当事者の問題に關連いたしまして
は、國あるいは地方公共團體と特殊の
關係をもつておるのであります。こ
れが政党なりその他の協会、團體とい
うものは、それは別個のものであり
ますので、そこまでは禁止することもど
うかというやうな考へ方と、さらに覺
書該当事者に關しましては、現在覺書該
者に關して出ておりますところのボ
ツ勸に、選挙運動その他の政治活動
してはならないというやうな規定が十
五條にございしますので、その意味から
申しますと、廣く寄附をしてはならな

いというやうな實質上の取扱ひを受け
ることになるかと思つたのであります
が、本法案におきましては、一應原案
の通りに「選挙に關し寄附をしてはな
らない」というやうなことに、話し合
の結果いたすことにしたのでござい
ます。大体佐竹委員から御提議のあり
ました点に關しましては、一應さやう
なことになったのであります。

次に共產黨の意見として出ており
ました事項が三つあつたのであります。
それは第三條の「目的を有するもの」と
ありますものを「目的を有し且つこれら
の行為をするもの」ということに改め
ること、それから政党、協会その他
の團體の中から、労働組合、農民組合
等を除いたらどうかというやうな御意
見であつたのであります。この点に
關しましては賛成を得なかつたわけ
でございします。なおまた三十二條の規定
に關連いたしまして、公職にある者の
寄附の届出、それからさらに受けた側
からの報告というやうなことが規定し
てあるものであります。これを削除す
るやうにという意見でありました。こ
の点に關しましてはまた同様の結果に
なりましたわけ、削除に賛成を得な
かつたわけにございします。次に第三十
七條のいわゆる匿名の寄附等に関しま
して一定の限度を設けて禁止するやう
にしたかどうかという御意見でありま
したが、この点に關しましては、また
同様賛成を得なかつたわけでありま
す。

大体佐竹委員、林委員からお述べに

なりました事項の概要は以上でございますが、なおお手もとに赤書きで特に書いてございまして、第三條の規定に政党に属するところの定義を置いたかどうかという意見がございまして、一應そこに政党に属する定義を掲げることにいたしましたわけでありまして、なおその点に属しましては、あとで御説明することにしたんですが、それと関連いたしました、十七條の規定のところに「政党が解散したとき」の下に「又は協会その他の団体」とございまして、これは「政党」ということをそこに入れることにいたしましたわけでございます。

それから五十六條の規定も同様の関連をもつておるわけでございまして、この書き方を赤字で書いてありますように、「この法律施行の際現に存する政党及びその支部並びに協会その他の団体及びその支部で第三條の規定に該当するものは、云々」ということになりましたわけでございます。

それから次に第三十九條の問題でございますが、これは十号まであげてございまして、この罰則の中、特に罰金に属しましては「千円以上五万円以下の罰金に処する」ということになったわけでございますが、前に御審議の際にも申し上げたように、本質的な規定の違反に属しましては、罰金を五万円以上、手続的な違反に属しては千円以上という意見等もありまして、さようなことに一應改めることにいたしました、三十九條の規定もさような趣旨から一應千円以上ということにいたしましたのであります。特に虚偽の記入をした者とか、あるいは虚偽の報告もしくは資料を提出した者等に属しましては、その事実が特に本質的なものと認むべき必要があるというふうなことから、この点に属しては、五万円以上、五万円以下の罰金にするという意見が出てまいりましたので、さようなことを但書の上下において特に規定いたしましたわけでありまして、従いまして三年以下の禁錮はもちろん適用あることになりまして、今申しました事項、第一号から三号に属する事項、それから第五号、第九号に属する事項、それから第十号に属する事項、虚偽の記入をした場合とか、あるいは虚偽の報告もしくは資料を提出した場合を、ただいまのように五万円以上、五万円以下とすることにいたしましたわけでありまして、それから前々からこの委員会においてもいろいろ問題になっておりました時効の問題でございます。これは四十八條でございますが、これは昨日浅沼委員長もいろいろお話し合いの結果、委員会の要望を容れて「二年」に改めることになりました。これに對しまして條件を附したらどうかという意見もいろいろありましたが、それらの條件なしに一應二年ということになりましたわけでありまして、なお、この問題と関連いたしました、別個に公職の候補者、あるいは公職にある者等が、その後においていろいろ資金規正法等違反した事実が起つてまいりました場合等に属しましては、必要に應じて別途に國家公務員法等の改正等の処置によつて、それらの問題を考えることにいたしました。この資金規正法では一應條件なしに二年ということになったわけでありまして、

三條の政党の定義に属しまして、特に申し上げたいと思ふのであります。が、この政治資金規正法におきましては、協会その他の団体の定義を掲げて政党の定義を特に掲げなかつた理由は、前に委員会において申し上げた通り、以前政党法立案に属する委員会におきまして、いろいろ政党の定義の問題に属して意見がございまして、あるいは投票数の何分の一以上のものを得たものとか、あるいは一定数以上の連署を得たものとか、その他いろいろの條件的な事項があつたのであります。が、これらの問題をこの資金規正法において取扱いますと、いろいろの問題を醸すおそれもありますので、社会通念によりまして政党といふものの取扱ひをしていくということにいたしました。協会その他の団体だけの定義を掲げたのであります。が、なお参議院におきまして、非公式にこの資金規正法の委員会においていろいろの御意見もありまして、政党の定義を掲げたならばよくないかという意見も見られましたので、関係方面と昨日この資金規正法の最後のいろいろ訂正の問題に属しまして話し合いました。

三條の政党の定義に属しまして、特に申し上げたいと思ふのであります。が、この政治資金規正法におきましては、協会その他の団体の定義を掲げて政党の定義を特に掲げなかつた理由は、前に委員会において申し上げた通り、以前政党法立案に属する委員会におきまして、いろいろ政党の定義の問題に属して意見がございまして、あるいは投票数の何分の一以上のものを得たものとか、あるいは一定数以上の連署を得たものとか、その他いろいろの條件的な事項があつたのであります。が、これらの問題をこの資金規正法において取扱いますと、いろいろの問題を醸すおそれもありますので、社会通念によりまして政党といふものの取扱ひをしていくということにいたしました。協会その他の団体だけの定義を掲げたのであります。が、なお参議院におきまして、非公式にこの資金規正法の委員会においていろいろの御意見もありまして、政党の定義を掲げたならばよくないかという意見も見られましたので、関係方面と昨日この資金規正法の最後のいろいろ訂正の問題に属しまして話し合いました。

三條の政党の定義に属しまして、特に申し上げたいと思ふのであります。が、この政治資金規正法におきましては、協会その他の団体の定義を掲げて政党の定義を特に掲げなかつた理由は、前に委員会において申し上げた通り、以前政党法立案に属する委員会におきまして、いろいろ政党の定義の問題に属して意見がございまして、あるいは投票数の何分の一以上のものを得たものとか、あるいは一定数以上の連署を得たものとか、その他いろいろの條件的な事項があつたのであります。が、これらの問題をこの資金規正法において取扱いますと、いろいろの問題を醸すおそれもありますので、社会通念によりまして政党といふものの取扱ひをしていくということにいたしました。協会その他の団体だけの定義を掲げたのであります。が、なお参議院におきまして、非公式にこの資金規正法の委員会においていろいろの御意見もありまして、政党の定義を掲げたならばよくないかという意見も見られましたので、関係方面と昨日この資金規正法の最後のいろいろ訂正の問題に属しまして話し合いました。

はこれに反對することを本来の目的とする団体という。かようなことにいたしましたわけでございます。

協会その他の団体の定義は従来通りであります。が、ここでさらに申し上げたいと思ふことは、政党は政治上の主義もしくは施策を初めから主張し、あるいは反對していく団体でありまして、その点は協会その他の団体と異なるゆえんであります。従いまして特にその積極性をもつた意味を掲げることが必要であらうかと考えまして、さようなことにいたしましたわけでありまして、なおまた政治上の主義もしくは施策あるいは公職の候補者の推薦支持等に属して、これらの事項を本来の目的とする団体は政党である。協会その他の団体はそれを本来の目的としなくとも、ある特定の目的、特定の時期において三條の新しい二項におきまして掲げておるような目的を有するに至りました場合におきましては、資金規正法において協会その他の団体として取扱ふことにいたしたのであります。が、政党自体はそれらの事項を本来の目的とするものである、そこに特色があると考へられるのであります。従いまして、さような意味のことを表わすことにいたしましたのであります。

なおまたこの点に属しましては「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反對し、又は」とございまして、これをあるいは「並びに」とか「及び」とかいうようにいたしました。公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反對することを、政治上的の主義とそれから公職の候補者を推薦したりすることを同時に進行も

のが政党であるといふような考え方も一應はあり得るかと思ふのであります。が、しかしながら、かような政党の定義を實質的にいたしました場合に、おきましては、両方の行為を同時に進行するもの、協会の他の団体等に類するものが、本来の目的としていたくとも、その後のいろいろ経過によりまして、それを本来の目的として、しかも公職の候補者だけを推薦し、支持するといふような場合もあり得ると思ふので、そこで「又は」にいたしました。両者共通の場合もあり得るし、または個々別々の場合もあり得るというようにする方が適當であらうというふうな考えから、かようなことにいたしましたわけでございます。

以上大体的な概要を申し上げましたが、なお赤字でいろいろ訂正してございまして、このプリントを前にあげていただきました場合に校正等もいたしてありますので、この機会に最後のこの案を刷ります場合に訂正を必要とする箇所を訂正しておく方が適當であらうと考へまして、赤で入れましたのであります。字句上の他はもつぱら整理でございます。

○佐竹(晴)委員 ただいまの御意見には私も賛成いたします。

○林(四)委員 私の方の党の申入れが容れられなかつたという理由を、一應お聴きしたいと思ひますが、大体私の方から申し上げたことは、経済的な要求を掲げておるのが本来の姿である労働組合、農民組合が、たゞく政策を支持、反對したというので、すぐ政党と同じにみなされるということについては賛成できかねる。だから、労働組合、農民組合を除けということ、

のが政党であるといふような考え方も一應はあり得るかと思ふのであります。が、しかしながら、かような政党の定義を實質的にいたしました場合に、おきましては、両方の行為を同時に進行するもの、協会の他の団体等に類するものが、本来の目的としていたくとも、その後のいろいろ経過によりまして、それを本来の目的として、しかも公職の候補者だけを推薦し、支持するといふような場合もあり得ると思ふので、そこで「又は」にいたしました。両者共通の場合もあり得るし、または個々別々の場合もあり得るというようにする方が適當であらうというふうな考えから、かようなことにいたしましたわけでございます。

のが政党であるといふような考え方も一應はあり得るかと思ふのであります。が、しかしながら、かような政党の定義を實質的にいたしました場合に、おきましては、両方の行為を同時に進行するもの、協会の他の団体等に類するものが、本来の目的としていたくとも、その後のいろいろ経過によりまして、それを本来の目的として、しかも公職の候補者だけを推薦し、支持するといふような場合もあり得ると思ふので、そこで「又は」にいたしました。両者共通の場合もあり得るし、または個々別々の場合もあり得るというようにする方が適當であらうというふうな考えから、かようなことにいたしましたわけでございます。

のが政党であるといふような考え方も一應はあり得るかと思ふのであります。が、しかしながら、かような政党の定義を實質的にいたしました場合に、おきましては、両方の行為を同時に進行するもの、協会の他の団体等に類するものが、本来の目的としていたくとも、その後のいろいろ経過によりまして、それを本来の目的として、しかも公職の候補者だけを推薦し、支持するといふような場合もあり得ると思ふので、そこで「又は」にいたしました。両者共通の場合もあり得るし、または個々別々の場合もあり得るというようにする方が適當であらうというふうな考えから、かようなことにいたしましたわけでございます。

のが政党であるといふような考え方も一應はあり得るかと思ふのであります。が、しかしながら、かような政党の定義を實質的にいたしました場合に、おきましては、両方の行為を同時に進行するもの、協会の他の団体等に類するものが、本来の目的としていたくとも、その後のいろいろ経過によりまして、それを本来の目的として、しかも公職の候補者だけを推薦し、支持するといふような場合もあり得ると思ふので、そこで「又は」にいたしました。両者共通の場合もあり得るし、または個々別々の場合もあり得るというようにする方が適當であらうというふうな考えから、かようなことにいたしましたわけでございます。

あと約三條ほどの点があつたのでありますが、これはどういふ理由で容れられなかつたかといふことを、ちよつと説明していただきたいと思ひます。

○三浦法部部長 ただいまの政党内閣、協会の他の団体から労働組合、農民組合等を除くことは、第三條のこの案の規定におきましても、直接労働組合、農民組合等が適用があるのではなくて、それらは経済団体として一應存立の理由をもつておるわけでありま

が、特に第三條に規定してありまするような事項を目的とする場合にはこの取扱ひをするといふことなのであります。そして、さういふ第三條の目的をもつに至つた場合においても、なお労働組合、農民組合を資金規正の面において除くといふことにすれば、ほとんどほかの協会その他の団体等においても、すべてやはり同様に除かなければならぬことになるし、この資金規正法の目的としておる事項に關わぬといふやうなことが、その理由であらうと考へるのであります。なおまた第三條の問題におきまして、目的を有し、かつ、これらの行爲をするものといふ「かつ」で結びますと、目的と行爲といふものが同時に伴う場合だけになりまして、非常に狭く解される結果になるといふのがその理由でございます。

第三十二條につきましては、公職にある者の寄附に關しましては、公職において届け出るという事項は、公職にある者の寄附の禁止といふことの條項が、前に置いてあつたのであります。が、それを取り除きまして、一切自由に公職にある者も寄附ができることになつたのであります。寄附した以上はその事項を明らかに届け出る

といふことにすべきであるといふのであります。第三十二條を除きまして、それらの届け出が出来ないことになりま

と、特に公職にある者を寄附の禁止、制限から除外した意味を達成しないといふやうな意向だらうと思ふのであります。なおまた三十七條の匿名の寄附の問題に關連いたしまして、この限度をどこにおくかといふことにつきまして、いろいろ議論もあるかと思ひます。が、これはすべての場合において匿名の寄附は一切いけないが、寄附を禁止するわけではないから、必要があれば寄附した氏名を堂々と明らかにして寄附をしたらいいではないかといふやうな意向のように考えられるのであります。

大体以上がその理由の概要でございます。

○林(百)委員 三十二條についてであります。公職にある者の寄附だけを、なぜ、かように嚴格に統制するかのことが一つ。それから三十七條を私の方の党で主張するのは、匿名で出したといふのではなくて、街頭募集とか街頭募金とかいふやうなことをする場合には、事実上一円、二円を出して、る人の住所氏名を聴くわけにいかない。少くとも一定限度、百円なら百円以上といふことの制限をすれば別として、一円、二円の街頭募金まで一々住所氏名を聴いて届け出るということは不可能だから、一定の制限をしたらどうかといふことなのであります。質問の要點は、三十二條の公職にある者の寄附を、特になぜ嚴格に統制するかといふ点の一つ、それから街頭募金を事実上不可能にするやうな三十七條の條項を

なぜ設けるか、一定の制限をなぜ設けないか、この点をもう一度説明してもいいかと思ひます。

○三浦法部部長 公職にある者の寄附に關しましては、前的小委員会におきまして、御承知の通り第三十五條のところに規定があつたのであります。公職に在る者は選挙に關し一切寄附をしてはならない、かよなことになるつておつたわけでありま

と。ところが委員会においてもいろいろ意見がありまして、一切禁止することもどうかといふので、百円未満の場合においてはこの例外を認めようといふやうな意向がありまして、さういふことではないか、打合せをいたしておつたのであります。が、その百円未満といふことで区切ることもどうか、一切禁止するか、それとも禁止を解いて自由に放任するかの二つのうち一つを選ぶが適當ではなからうか。そしてもし一切禁止をしない

で、自由に公職にある者の寄附を認めるといたしました場合には、少くともその寄附をした者、寄附を受けた側からこれを届け出ることゝ適當ではないか、かやうなことになつたわけでありま

す。従いましてその線に沿いますと、そこに額の制限を設けることはどうかといふ問題になつてくるわけでございます。

○林(百)委員 速記をちよつと止めていただきたいと思ひます。

○淺沼委員長 速記を止めてください。

○淺沼委員長 速記を始めて……

○郵政府委員 匿名の寄附を禁止いたします。本法の三十七條に表わしておりますように「匿名の寄附をしてはならない」と端的に規定いたします。方法と、あるいは匿名寄附につきまして相当詳細な取締りの條項を置きますこと、殊に街頭募金等におきまして、こ

まかく街頭募金の取締法のごときものをこしらへることが、街頭募金の取締りをいたす場合に必要になつてくるのではないだろうか。これはあるいはこの政治資金規正法に盛り込むのは、少くとも法律の目的を逸脱しておるのではないだろうかといふやうな考え方が、これらの問題を研究いたします途中に起つてまいりました。しかしながら匿名寄附を禁止いたし、また街頭募金も匿名の方法によりまして街頭募金はこれを禁止いたす方が好ましいといふ考え方は、關係方面との折衝にも絶えずうかがれておつたところであります。従いまして街頭募金等につきまして詳細な取締りの規定は設けず匿名寄附の面からこれを一切禁止いたしますことを、三十七條のやうな書き方にいたしましたことは、これをもつてさういふ煩瑣な取締規定は置きませんでも、十分に目的を達すると思ひますので、か

うに相なることが結構だと思つております。従いまして從來の折衝の経過におきましては、根本は一貫しておりまして、ただこれらの禁止の場合に、こまかい取締りの規定を置くべきであらうが、さういふにいたせばいたすに煩瑣になりはしないだろうかといふやうな点で、選挙管理委員会といたしましては態度が決定いたさずに経過しておつた状況でございます。

○林(百)委員 今の選挙管理委員会の方にもう一度お尋ねしたいのであります。が、この政治資金規正法というものは、國會のわれわれ委員が関知している限りにおいては、政黨の腐敗を資金の面からは正していこうといふことが本来の目的であつたと思ふのであります。今までは政治腐敗防止とか、あるいは選挙の腐敗防止とかいふ名前が振られてきたのであります。この名前から言つても明らかなく、政黨並びに選挙の腐敗を資金の面から正していこうといふことが本来の目的であつたと思ひます。そうすると政黨並びに選挙の腐敗を防止するといふことは、陰で行われる政治利権、いろいろ利権に結びつく巨額の金の裏面取引を表に出すといふことだと思ひます。そうすると街頭募金といふやうなことは最も公明正大で、腐敗を防止する面から言つたら、むしろ奨励こそされ、何ら禁止される必要は頭ない、最も公明正大な資金募集の方法であると思われま

す。何がゆゑに、この街頭募金を禁止しなければならぬといふやうな意向を關係筋でもつておられるとあなた方は観測されるか、その辺の消息を説明していただきたいと思ふのであります。

ます。

○黒岩委員 國民協同党は本案に賛成であります。

○佐竹(晴)委員 ただいま三浦法制部長の修正意見を加えました案の通り賛成であります。

○織田委員 この法案の趣旨には賛成をするものであります。これを實際に実施する上において、どれだけ厳格に、そして公正に表われるかどうかという点に多大の疑問をもつておるものであります。いわゆる法規の濫発によつて、むしろ権力をたざる者、弱き立場にある者が、法規あるがゆゑに苦しめられておるといふのが、今日の偽らざる実情であります。この点特に留意されて、公正に、そして厳格にこの問題を実行するよう要望いたしたいと思ひます。

○林(目)委員 私は共産党を代表しまして、本法案に反対の意思を表するものであります。

理由は、第一に、本法案は労働組合、農民組合その他民主的な団体の活動を政治活動という名目で弾圧することになると思ひます。第二としては、大衆的な資金の募集活動を禁止することになります。第三としては、公務員の寄附行為を事実上まったく禁止することになつておる。この三項目であります。

そこでわが党としては、次のごとき修正意見を申し上げたのであります。第一としては、第三條の「協会その他の団体とは、三々『目的を有するもの』をいう」というところを「目的を有しかつ行為をするもの」というようにすること。第二としては、本法は少くとも労働組合及び農民組合には適用し

ないということ。三としては、第三十

二條の公職にあるものの寄附についての特別な規定は、これを削除するといふこと。四としては、第三十七條の街頭募金その他の大衆的な寄附行為については、特に一定の限度を設けて、それ以上のものについては本法を適用するが、それ以下のものについては適用しないようにという修正意見を申し上げたのであります。かかる遺憾ながら、この修正意見が全部拒否されたのであります。わが党としてはこの法案に賛成することができないのであります。そういう意味で反対の意思を表示するものであります。

○淺沼委員長 本案を一括して議題に供し、先ほど法制部長が修正意見を述べられたものを原案として採決することに異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 それでは原案に賛成の方は御起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○淺沼委員長 起立多数、原案通り可決になりました。

次に本案の取扱ひ方をどうしたらいいか、これをお諮りしたいと思ひます。あります。今までの扱ひ方を申し上げますと、常任委員会の方の扱ひ方としては、できた案を委員長提案の形においておられるわけでありまして、しかしこれでも常任委員会ではございませぬし、特別委員会ですら、案の重要性等に鑑みまして、林君は反対されておるのでありますから、林君は別といたしまして、他の委員全体の共同提案という形にいたしますか、それとも委員長が代表して提案するといふ形にいたしましょうか。

○栗山委員 今までの慣例は……。

○淺沼委員長 慣例は特別委員会ですから必ずしもはつきりしておりませぬ。この前の全國選挙管理委員会法案は特別委員長が委員長提出をしたそうですが、しかし案自体はそれ／＼の党派によつて非常に重要な問題ですか……。

〔共同提案と呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 それでは林君を除く以外の委員全員の共同提案ということに異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さよう決定いたしました。

それから本会議に対する報告はどういたしましょうか。

〔委員長にお願いしたい〕と呼ぶ者あり

○淺沼委員長 それでは足らざる者ですけれどもさう取計らいます。

これで本案に対する議事は終了したわけでありまして、小委員の方には永らくにわたりまして研究を遂げられ、その成果を報告されまして、それが土台となりまして各位の御協力によりまして案ができたことは欣快にたえません。委員長として厚く御礼を申し上げます。

これで本委員会でもやつておりました政治資金規正に関する法案は終了するわけでありまして、選挙法に関する審議を進めることになつておるのであります。選挙法の小委員もあがつておるわけでありまして、皆さんの御都合を伺ひまして小委員にお集まりをお願いしまして、小委員長の互選等をしていただいて審議を進めていただきたいと思

うのですが……ちよつと速記を止め

て……。

〔速記中止〕

○淺沼委員長 それでは六日ということとどうでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 ではさう決定いたします。

本日はこれで散会いたします。

午後零時十六分散会

〔参照〕

政治資金規正法案

第一章 総則

第二章 政党、協会その他の団体

第三章 公職の候補者

第四章 政党、協会その他の団体及び公職の候補者以外の者

第五章 報告書の公開

第六章 寄附に関する制限

第七章 罰則

第八章 附則

政治資金規正法

第一章 総則

第一條 この法律は、政党、協会その他の団体及び公職の候補者等の政治活動の公開を図り、選挙の公正を確保し、以て民主政治の健全な発達に寄與することを目的とする。

第二條 この法律において選挙とは、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法及び地方自治法による選挙をいう。

第三條 この法律において政党とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに

反対し、又は公職の候補者を推薦

し、支持し、若しくはこれに反対

することを本来の目的とする団体

をいう。

この法律において協会その他の

団体とは、政党以外の団体で政治

上の主義若しくは施策を支持し、

若しくはこれに反対し、又は公職

の候補者を推薦し、支持し、若し

くはこれに反対する目的を有する

ものをいう。

第四條 この法律において公職の候

補者とは、第二條の規定による選

挙において、それぞれの法律の定

めるところにより、候補者として

届出をし、又は推薦届出をされた

者をいう。

第五條 この法律において収入と

は、金銭、物品その他の財産上の

利益の收受、その收受の承諾又は

約束をいう。

この法律において寄附とは、金

銭、物品その他の財産上の利益の

供與又は交付、その供與又は交付

の約束をいう。

この法律において支出とは、金

銭、物品その他の財産上の利益の

供與又は交付、その供與又は交付

の約束をいう。

第二章 政党、協会その他の団

体

第六條 政党、協会その他の団体は、

代表者又は主幹者及び会計責任者

各一人を選任し、その組織の日

及び選任年月日並びに当該政党、協会その他の団体の主たる事務所の所在地を左の区分に従い、文書でそれぞれ当該選挙管理委員会に届け出なければならない。

一 市町村の区域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の選挙管理委員会

二 同一の都道府県の区域内で、二以上の市町村の区域にわたる、又は主たる事務所の所在地の市町村の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の選挙管理委員会を経て都道府県の選挙管理委員会

三 二以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て全選挙管理委員会

政党、協会その他の団体は、会計責任者に事故があるとき、又は会計責任者が欠けたときその職務を行うべき者を予め定め、前項の届出と同時にこれを同項の例により届け出なければならない。

第七條 政党、協会その他の団体は、前條の規定により届け出た事項に異動があつたときは、その異動の日から七日以内に、前條の例により届け出なければならない。

第八條 政党、協会その他の団体

は、第六條又は前條の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の政治活動のために、いかなる名義を以てするを問はず、寄附を受け、又は支出をすることができない。但し、会計責任者が欠けた場合において、第六條第二項又は前條の規定による届出のあつた会計責任者の職務を行う者があるときは、この限りでない。

第九條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあつてはすべての寄附（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、住所。以下これに同じ。）並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、これを時價に見積つた金額。以下これに同じ。）及び年月日

三 政党、協会その他の団体のすべての支出（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の

目的、金額及び年月日
全国選挙管理委員会は、前項の会計帳簿の種類及び様式を定め、これを官報に告示しなければならない。

第十條 何人も、政党、協会その他の団体の代表者、主幹者しくは会計責任者と意思を通じて当該政党、協会その他の団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け、又は支出をした日から七日以内に、寄附をし、又は支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに寄附又は支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した明載書を会計責任者に提出しなければならない。但し、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

第十一條 政党、協会その他の団体の会計責任者又は政党、協会その他の団体の代表者、主幹者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政党、協会その他の団体のために支出をした者は、一件千円以上のすべての支出について、領收書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じて当該政党、協会その他の団体のために支出をした者は、一件千円以上のすべての支出について、領收書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じて当該政党、協会その他の団体のために支出をした者は、一件千円以上のすべての支出について、領收書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じて当該政党、協会その他の団体のために支出をした者は、一件千円以上のすべての支出について、領收書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

第十二條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、毎年四月三十日、

八月三十一日及び十二月三十一日現在で、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を、各、その日の翌日から十日以内に、第六條第一項各号に定める区分に従い、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあつてはすべての寄附（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附の中政党、協会その他の団体の収入に上つてなされたもので一件千円以上（数回にわたる）をなされたときはその合計額による。政党、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたる）をなされたときはその合計額による。のもののについては、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

三 政党、協会その他の団体のすべての支出（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出の中政党、協会その他の団体の収入に上つてなされたもので一件千円以上（数回にわたる）をなされたときはその合計額による。政党、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたる）をなされたときはその合計額

による。のもののについては、支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

前項の報告書には、それぞれ一月一日からの寄附及びその他の収入並びに支出を累計して記載しなければならない。

第十三條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、選挙に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、左の各号の定めるところにより前條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 公職の候補者の選挙期日以前における当該選挙に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関するものは、選挙期日の公示又は告示の日前（の）と選挙期日の公示又は告示の日以後選挙期日前七日までのものとを併せて、選挙期日前五日まで

二 公職の候補者の選挙期日前六日から選挙期日まで及び選挙期日経過後における当該選挙に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出を選挙期日前七日までの寄附及びその他の収入並びに支出と併せて精算し、選挙期日から十五日以内

三 前号の精算届出後当該選挙に

による。のもののについては、支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

前項の報告書には、それぞれ一月一日からの寄附及びその他の収入並びに支出を累計して記載しなければならない。

第十三條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、選挙に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、左の各号の定めるところにより前條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内地方自治法第六十五條第一項の規定による選挙を行う場合においては、その選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出は、これをその選挙を必要とするに至つた地方公共団体の長の選挙の選挙期日経過後における運動に關する寄附及びその他の収入並びに支出とみなし、前項第二号及び第三号の規定を適用する。但し、同條の規定による選挙期日から十五日以内に、報告書を提出しなければならぬ。

第十四條 二以上の選挙を同時に又は引き續き行ふ場合において、いずれの選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出であるかを区分し難いときは、前條第一項の報告書にはその寄附及びその他の収入並びに支出を併せて記載しなければならぬ。

前項の場合における報告書の提出については、最初に選挙期日の公示又は告示のあつた日から最後の選挙期日までの間を選挙の期間とするものとする。

第十五條 政党、協会その他の団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から十五日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならぬ。

前項の場合において、前任者が引継をし、又は後任者が引継を受けることができないときは、第六

條第二項の規定により会計責任者の職務を行う者において引継をし、又は引継を受けなければならぬ。会計責任者の職務を行う者が事務の引継を受けた後後任者に引継をすることができるようになつたときは、直ちにこれを引継をしなければならぬ。

前二項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において第十二條及び第十三條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしなければならぬ。

第十六條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領收書その他の支出を証すべき書面を、第十二條又は第十三條の規定による報告書提出の日から二年間保存しなければならぬ。

第十七條 政党が解散したとき、又は政党、協会その他の団体が第三條に規定する目的を有しなくなつたときは、その代表者又は主幹者及び会計責任者は、その日から十五日以内に、その旨及び年月日とともに、第十二條の例により解散の日又は第三條に規定する目的を有しなくなつた日の現在で、寄附及びその他の収入並びに支出に關する事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならぬ。

第十八條 本章の規定中政党に關するものはその支部に、協会その他の

の團體に關するものはその支部にこれを準用する。

第三章 公職の候補者

第十九條 公職の候補者は、その選挙運動に關する収入及び支出の責任者（以下出納責任者という。）一人を選任しなければならぬ。但し、公職の候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることを妨げない。

出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければならぬ。

出納責任者の選任者（自ら出納責任者となつた者を含む。）は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならぬ。

推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、前項の届出には、その選任につき公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が数人あるときは併せてその代表者たることを証すべき書面）を添えなければならぬ。

第二十條 公職の候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができる。出納責任者を選任した推薦届出者において、当該候補者の承諾を得たときも、また同様とする。

出納責任者は、文書で公職の候補者及び選任者に通知することにより解任することができる。

第二十一條 出納責任者に異動があつたときは、出納責任者の選任者は、直ちに第十九條第三項及び第四項の例により届け出なければならぬ。

前項の届出で解任又は辭任による異動に關するものには、前條の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならぬ。推薦届出者が出納責任者を解任した場合においては、併せて、その解任につき公職の候補者の承諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならぬ。

第二十二條 出納責任者に事故があるときは、又は出納責任者が欠けたときは、選任者が代つてその職務を行う。推薦届出者たる選任者（自ら出納責任者となつた者を含む。）にも事故があるときは、又はその者も欠けたときは、公職の候補者が代つて出納責任者の職務を行う。

前項の規定により出納責任者に代つてその職務を行う者は、第十九條第三項及び第四項の例により届け出なければならぬ。

前項の届出には、出納責任者の氏名（出納責任者の選任をした推薦届出者にも事故があるときは、又はその者も欠けたときは併せてその氏名）、事故又は欠けたことの事実及びその職務代行を始めた年月日を記載しなければならぬ。出納

責任者に代つてその職務を行う者がこれをやめたときは、その事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければならぬ。

第二十三條 出納責任者（その職務を代行する者を含む。）は、第十九條第三項及び第四項、第二十一條又は前條第二項及び第三項の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義を以てするを問はず、公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができない。公職の候補者又は推薦届出者が寄附を受けるについても、また同様とする。

第二十四條 出納責任者は、会計帳簿を備え、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 選挙運動に關するすべての寄附及びその他の収入（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じた寄附を含む。）

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

三 選挙運動に關するすべての支出（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

第九條第二項の規定は、前項の会計帳簿について、これを準用する。

第二十五條 出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に

関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならぬ。但し、出納責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならぬ。

前項の寄附で当該候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後直ちに、出納責任者にその明細書を提出しなければならぬ。

第二十六條 立候補準備のために要する支出並びに公職の候補者又は出納責任者と意思を通じないで選挙運動のために要する支出を除く外、選挙運動に関する支出は、出納責任者（出納責任者に代つてその職務を行う者を含む。）でなければこれをすることができない。但し、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。

立候補準備のために要した支出で公職の候補者若しくは出納責任者となつた者が支出し、又は他の者がその者と意思を通じて支出したもののについては、出納責任者は、その就任後直ちに当該候補者又は支出者につきその精算をしなければならぬ。

第二十七條 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、領收書その他の書類と

を証すべき書面を備えなければならぬ。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、前項の書面を直ちに、出納責任者に送付しなければならぬ。

第二十八條 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第二十四條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第十三條の規定は、前項の報告書について、これを準用する。

第二十九條 出納責任者が辞任し、又は解任せられた場合において、又は直ちに公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、あらたに、出納責任者となつた者に対し、あらたに、出納責任者となつた者が、あらたに、出納責任者となつた者がないときは、出納責任者に代つてその職務を行う者に対し、引継をしなければならぬ。出納責任者に代つてその職務を行う者が事務の引継を受けた後、あらたに、出納責任者が定つたときも、また同様とする。

前項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において前條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類と

ともに引継をしなければならぬ。

第三十條 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領收書その他の支出を証すべき書面を、第二十八條の規定による報告書提出の日から二年間保存しなければならない。

第四章 政党、協会その他の団体及び公職の候補者以外の者第三十一條 政党、協会その他の団体及びその支部並びに公職の候補者以外の者で政党、協会その他の団体の候補者の選挙に関し、直接に又は本人の名義以外の名義を用いて間接に一件二千五百円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）の支出をしたものは、支出の日から十日以内に、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。但し、第十三條の規定により会計責任者において報告書を作成すべきものについては、この限りでない。

一 すべての支出
二 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

第三十二條 公職に在る者（公選による公職に在る者を含む。）が、公職の候補者の選挙に関し寄附をしたときは、前條の規定にかかわらず、寄附の日から十日以内に、その氏名、職業及び勤務先並びに寄附の金額、年月日及び寄附を受けた者の氏名（団体にあつては名称）を記載した報告書を、当該選挙に

関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

前項の場合において、寄附が政党、協会その他の団体又はその支部のためになされたものであるときは、その会計責任者、公職の候補者のためになされたものであるときは、その出納責任者において、同項に掲げる事項を、その金額にかかわらず、第十三條又は第二十八條の規定により提出する報告書に併せて記載し、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第五章 報告書の公開
第三十三條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、前條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書を受理したときは、当該選挙管理委員会は、全国選挙管理委員会の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

前項の規定による公表は、全国選挙管理委員会及び参議院全国選出議員選挙管理委員会にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはその予め告示を以て定めたところの周知せしめ易い方法によつて、これを行う。

第三十四條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書は、これを受理した選挙管理

委員会において、受理した日から二年間これを保存しなければならない。

何人も、前項の期間内において、は、全国選挙管理委員会、参議院全国選出議員選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができ。

第六章 寄附に関する制限
第三十五條 左の各号に掲げる者は、選挙に関し、寄附をしてはならない。但し、第一号に掲げる者がその属する政党、協会その他の団体又はその支部に対し寄附をする場合及び当該選挙の關係区域外に在る者に対し寄附をする場合は、この限りでない。

一 当該選挙の公職の候補者
二 衆議院議員選挙法又は参議院議員選挙法による選挙に関しは、國、地方自治法による選挙に關しては当該地方公共団体と、請負その他の特別の利益を伴う契約の当事者である者

三 昭和二十二年勅令第一号第三條にいう賞罰該当事者
前項第一号の候補者は、選挙期日の公示又は告示の日前一年間にしたすべての寄附について、寄附を受けた者の氏名（団体にあつては名称）、寄附の金額及び年月日を記載した報告書を、立候補の届出後七日以内に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第三十六條 何人も、選挙に関し、前條第一項各号に掲げる者に対し

て寄附を勧誘し又は要求してはならない。

何人も、選挙に関し、前條第一項各号に掲げる者並びに外國人、外國法人及び外國の團體から寄附を受けてはならない。

第三十七條 何人も、選挙に關し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない。何人も、前項の寄附を受けてはならない。

第一項の規定に違反して寄附がなされたときは、その寄附にかかる金銭又は物品の所有権は國庫に帰属するものとし、これが保管者において、國庫に納付の手續をとらなければならない。

第七章 罰則

第三十八條 政党、協會その他の團體又はその支部が第八條又はこれを準用する第十八條の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政党、協會その他の團體又はその支部は、これを五千元以上十萬元以下の罰金に処する。

前項の場合においては、併せて、同項の團體又はその支部の代表者若しくは主幹者その他の責任者を五年以下の禁錮又は五千元以上十萬元以下の罰金に処することができる。

第三十九條 左の各号に掲げる行爲をした者は、これを三年以下の禁錮又は千円以上五萬元以下の罰金に処する。但し、第一号乃至第三号、第五号若しくは第九号に掲げる虚偽の記入をした者又は第十号に掲げる虚偽の報告若しくは資料を提出した者に科する罰金は、五

千円以上五萬元以下とする。

一 第九條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十四條の規定に違反して會計帳簿を備えず、又は會計帳簿に記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をしたとき。

二 第十條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十五條の規定に違反して明細書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

三 第十一條又はこれを準用する第十八條若しくは第二十七條の規定に違反して領收書その他の支出を証すべき書面を備えず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

四 第十六條若しくはこれを準用する第十八條又は第三十條の規定に違反して會計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面を保存しないとき。

五 第十六條若しくはこれを準用する第十八條又は第三十條の規定により保存すべき會計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面に虚偽の記入をしたとき。

六 第十五條又は第二十九條の規定による引継をしないとき。

七 第二十三條の規定に違反して寄附を受け、又は支出をしたとき。

り、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

十 第五十二條の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

第四十條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條若しくは第三十二條第二項の規定に違反して報告書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をした者は、これを五年以下の禁錮又は五千元以上十萬元以下の罰金に処する。

前項の場合において、政党、協會その他の團體又はその支部の代表者若しくは主幹者が当該政党、協會その他の團體又はその支部の會計責任者の選任及び監督について相當の注意を怠つたときは、これを千円以上五萬元以下の罰金に処することができる。

第四十一條 第三十五條第一項第一号及び第二号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、これを三年以下の禁錮又は五千元以上五萬元以下の罰金に処する。

第三十五條第一項第三号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、これを六箇月以上三年以下の禁錮に処する。

三年以下の禁錮又は五千元以上五萬元以下の罰金に処する。

政党、協會その他の團體又はその支部が第三十六條第二項又は第三十七條第二項の規定に違反して寄附を受けたときは、当該政党、協會その他の團體又はその支部は、五千元以上五萬元以下の罰金に処する。

前項の場合においては、併せて、同項の團體又はその支部の代表者若しくは主幹者その他の責任者を三年以下の禁錮又は五千元以上五萬元以下の罰金に処すること

ができる。

第四十三條 第三十九條、第四十條第一項、第四十一條第一項及び前條第一項の罪を犯した者には、情狀に因り、禁錮及び罰金を併科することができる。

重大な過失に因り、第三十九條、第四十條第一項、第四十一條第一項及び前條第一項の罪を犯した者も、これを処罰するものとする。

但し、裁判所は、情狀に因り、その刑を減輕することができ

任者が、第十三條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十八條の規定による報告書の提出を怠り、又はこれらの規定にかり提出する報告書に虚偽の記入をしたため、第四十條の規定により刑に処せられたときは、当該候補者の当選は、これを無効とする。

檢察官は、第四十條の罪に該する事件が前項の規定に該すると認めるときは、公訴に附帶し、当該当選人を被告として訴訟を提起し

なければならない。

第四十六條 衆議院議員選挙法第八十六條第二項及び第三項並びに第四百四十一條ノ二の規定は、前條第二項の訴訟に、同法第四百四十三條の規定は第四十四條又は前條第一項に掲げる者が刑に処せられた場合に、これを準用する。但し、同法第八十六條第二項若しくは第三項又は第四百四十三條の規定による通知又は送付は、衆議院全國選出議員にあつては全國選挙管理委員會及び参議院全國選出議員選挙管理委員會又は全國選挙管理委員會及び参議院地方選出議員にあつては全國選挙管理委員會及び参議院議長に、これをしなければなら

ない。

第四十七條 第三十九條乃至第四十二條の罪を犯した者で、罰金の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から五年間、禁錮以上の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間は刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、この法

律の規定を適用する選挙における選挙権及び被選挙権を有しない。但し、刑の執行終了の言渡を受けたる者については、その期間は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間とする。

裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に前項に規定する者に対し、同項の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は同項の期間を短縮する旨を宣告することができる。

第四十八條 本章の罪の時効は、二年を経過することにより完成する。

第八章 補則

第四十九條 政党、協会その他の団体若しくはその支部の会計責任者、公職の候補者の出納責任者又はその他の者が、第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定により提出する報告書には、それぞれ真実の記載がなされていることを誓ひ、官の文書を添えなければならぬ。

第五十條 第六條、第七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第十九條第三項及び第四項、第二十一條若しくは第二十二條第二項及び第三項の規定にかゝる届出書類並びに第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書は、

書留の取扱でこれを通信官署に托したときは、その時を以て届出又は提出があつたものとみなす。

第五十一條 この法律の執行に關し必要があると認めるときは、全国選挙管理委員会、参議院全国選出議員選挙管理委員会及び都道府県の選挙管理委員会、参議院全国選出議員選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会、市町村の選挙管理委員会、それぞれ指揮監督することが出来る。この法律の定めるところにより届出又は提出があつた届出書類又は報告書に關し、調査し必要があると認めるときも、また同様とする。

第五十二條 全国選挙管理委員会、参議院全国選出議員選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会は、この法律の執行に關し必要があると認めるときは、政党、協会その他の団体又は公職の候補者その他の関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第五十三條 町村の全部事務組合は、この法律の適用については、これを一町村とみなす。

第五十四條 左の各号に掲げる経費は、國庫の負担とする。
一 第三十三條の規定による公表に要する費用
二 第三十四條第一項の規定による報告書の保存に要する費用
三 第三十四條第二項の規定による報告書の閲覧の施設のために要する費用

附則

第五十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五十六條 この法律施行の際現に存する政党、協会その他の団体及びその支部で第三條の規定に該当するものは、この法律施行の日から三十日以内に、第六條又はこれを準用する第十八條の規定による届出をしなければならぬ。

前項の期間内に届出をしたときは、当該政党、協会その他の団体及びその支部の寄附又は支出でこの法律施行の日から同項の届出までの間になされたものは、これを第八條又はこれを準用する第十八條の規定による届出後なされたものとみなす。

第五十七條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第百一條 削除

第百一條ノ二乃至第百一條ノ四を削る。

第百四條に次のように加える。

五 選挙運動ニ関シ支拂フ國又ハ地方公共団体ノ租税又ハ手数料

第百五條乃至第百九條 削除

第百十一條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第百十二條第一項中「二萬圓」を「五萬圓」に改め、同條第二項中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改める。

第百十三條第一項中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改め、同條第二項中「四萬圓」を「十萬圓」に改める。

第百十五條中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改める。

第百十六條第二項中「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

「七千五百圓」に改める。

第百十七條中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第百十八條第一項中「五千圓」を「二萬五千圓」に改め、同條第二項中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第百二十條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第百二十一條第一項中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第百二十二條中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第百二十四條中「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

第百二十五條中「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。

第百二十六條中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第百二十七條第一項中「五千圓」を「二萬五千圓」に改め、同條第二項中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改め、同條第三項及び第四項中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第百二十八條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第百二十九條中「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。

第百三十條中「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

第百三十一條中、第九十九條、第百一條ノ四、第百五條、第百六條又ハ第百九條を又ハ第九十九條に、三千圓を「七千五百圓」に改める。

第百三十二條第一項中「又ハ第百一條第四項若ハ第五項」を削り、千圓を「二千五百圓」に改め、同條第二項を削る。

第百三十四條及第百三十五條 削除

第五十八條 参議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第七十七條第二項及び第三項を削る。

第七十八條 削除

第八十條乃至第八十二條 削除

第八十四條第一項中「三千圓」を「七千五百圓」に改め、同條第二項中「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。

第八十五條及び第八十六條 削除

第八十七條中「前三條」を「第八十四條」に改める。

第五十九條 この法律施行の際従前の衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法若しくは地方自治法によりすでに行い、又はこれらの法律の規定によりその期日を公示若しくは告示した選挙に關しては、前二條の改正規定にかかわらず、なお、従前の規定を適用する。

前項の規定は、同項に掲げる選挙以外のもので衆議院議員選挙法第十二章の規定を準用する選挙について、これを準用する。